

# 露店等の開設届出と



# 消火器の設置義務

※ 消防法及び真庭市火災予防条例により、多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する場合は、露店等の開設届出や消火器の準備が必要となります。

施行日：平成26年8月1日

○届出対象となる催し：一時的に一定場所に不特定多数の人が集まる催し  
で、一定の社会的広がりをもつもの

(例) 花火大会、夏・秋祭り、運動会等

○届出対象とならない催し：相互に面識のある者が集まる催しで、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まるもの

(例) バーベキュー（近親者）、花見等

○届出者：露店等の開設者又は主催者、催しの統括者（主催者等が取りまとめて届出）

○届出先：「露店等の開設届出書」を開設日の4日前までに消防署長へ提出

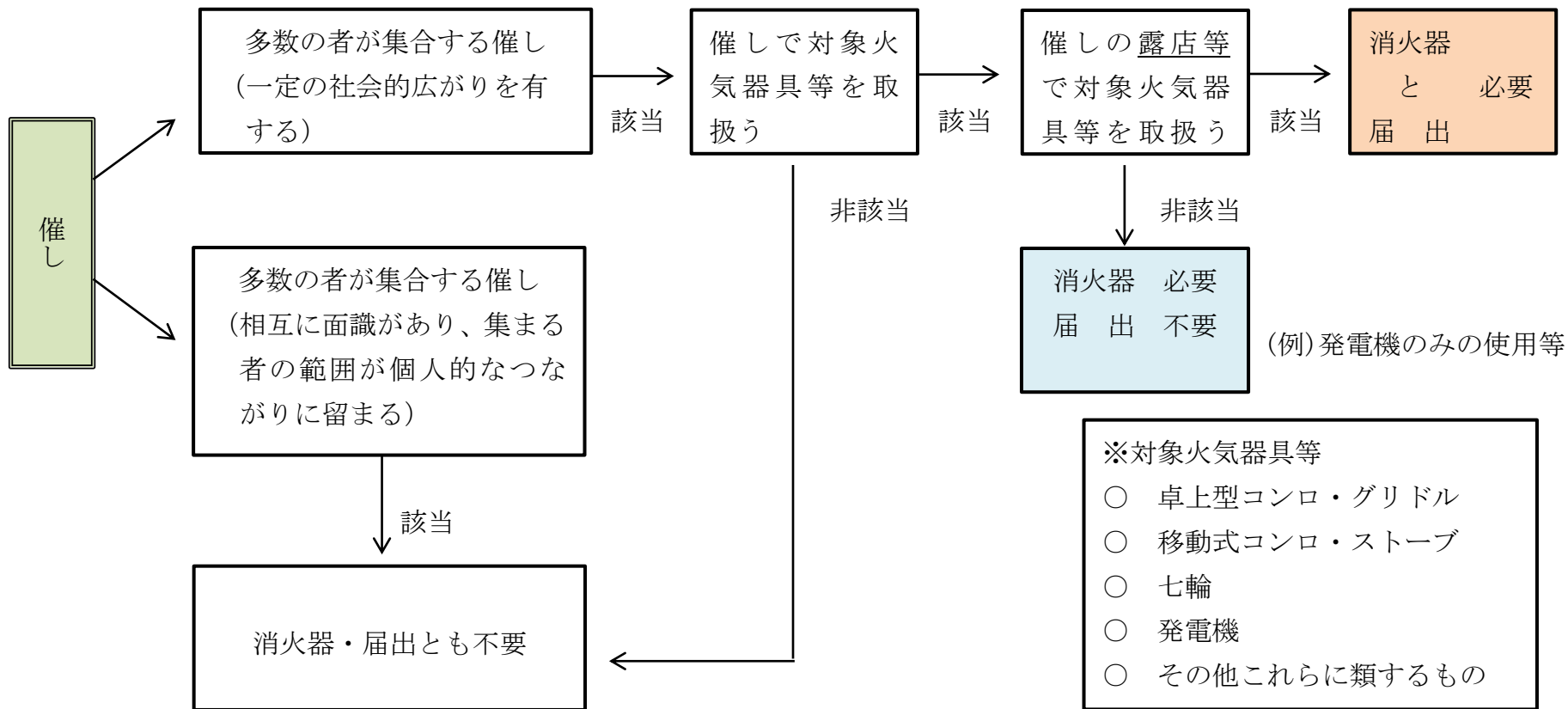
○消火器：露店主等がABC粉末10型又は同等の能力のものを準備（特例あり：露店数2～3で共同して準備可）

※届出は不要でも消火器が必要な場合あり（裏面フローチャート参照）

○対象火気器具等：卓上型コンロ、移動式ストーブ・コンロ・七輪  
焼き鳥器、発電機等



# 消火器の準備及び露店等の届出のフローチャート



※ 「多数の者が集合する催し」の判断は、集合する者の範囲や予想人出等から一定の社会的広がりをもつものか、相互に面識があり、集合する者の範囲が個人的つながりに留まるものかを主催者や露店等の開設者自らが総合的に判断すること。

※ 届出や消火器の準備でご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

真庭市消防本部・真庭消防署：TEL0867-42-1190 蒜山分署：TEL0867-66-2119 湯原分署：TEL0867-62-2119  
美新分署：TEL0867-56-2119 北房分署：TEL0866-52-2061